

特定希少野生動植物ヒメイノモトソウ
保護管理事業計画

平成29年3月

奈良県

目 次

I. ヒメイノモトソウの生育地の現状と課題.....	1
II. ヒメイノモトソウの生育環境.....	1
III. ヒメイノモトソウの保護計画の基本方針.....	1
IV. 事業の目的.....	1
V. 事業の区域.....	2
VI. 事業の内容.....	2
1. 生育地の巡視.....	2
2. 分布の把握.....	2
3. 生育地の保護管理.....	2
4. 協働・啓発活動.....	2

I. ヒメイノモトソウの生育地の現状と課題

本種は常緑性のシダ植物である。イノモトソウに似ているが、葉の中軸に翼がなく、側羽片は1～2対（まれに3対）で細長く、幅5mm以下である。本県の生育地が、本種のタイプ産地（学名の基準となる標本が採集された地点）である。暖温帯域の石灰岩上に着生し、本県と三重県のみ分布していたが、三重県の既知の生育地は台風で消失したと考えられる。本県では1ヶ所に分布しているが、自生地、個体数ともにきわめて少ない。もともと稀産であるが、国道の拡幅工事によって自生地のほとんどが失われた。また、本種とは知らずに引き抜かれたり、周辺の植栽木の成長に伴い陽が当たらなくなるなどの環境変化も危惧される。

本種の生育は極めて限定されており、人為的な干渉や盗掘を防止することが重要な課題となる。本種の主な生育環境は石灰岩の岩壁という比較的もろい生育基盤となっており、自然災害による岩壁の崩壊も懸念される。

II. ヒメイノモトソウの生育環境

ヒメイノモトソウの生育環境は石灰岩の岩壁とその周辺である。今後環境が変化し、水分条件が変化し乾燥化するなどすると、今後生育不良が生じる可能性もある。

III. ヒメイノモトソウの保護計画の基本方針

保護計画の基本方針を以下に示す4項目とする。なお、本種の保護管理の実施にあたっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者などのほか、専門家や地域の植物愛好家との連携を図っていく必要がある。

- 生育地の巡視
- 分布の把握
- 生育地の保護管理
- 協働・啓発活動

IV. 事業の目標

ヒメイノモトソウの分布地はきわめて局所的である。本種は既知生育地では概ね良好に生育しているが、人為的な干渉は回避し、現状の生育環境を保全するとともに、本種の生育に対して大きな脅威となっている盗掘を防止することが必要である。

既知生育地の、自然災害による岩壁の崩壊、露岩の乾燥化等、ヒメイノモトソウの個体数が急激に減少する環境要因も考慮し、個体の生育状況や生育環境についての経年的なモニタリングを行う必要がある。

V. 事業の区域

奈良県内の本種が生育する地域

VI. 事業の内容

1. 生育地の巡視

既知生育地は、国内で残されているヒメイノモトソウの唯一の個体群であるため、採取・損傷、生育地への不必要な立ち入り、生育に脅威となる行為を防止する必要がある。

既知生育地では、希少野生動植物保護巡視員などによる生育地の定期的な巡視（年1回）を行い、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施する。

2. 分布の把握

ヒメイノモトソウの生育に適した「石灰岩の岩壁」は、既知生育地の周辺にも点在しているため、地元及び関係機関と連携して、既知生育地以外の場所での現地調査により分布把握を行う（特に天然記念物指定されている所在地周辺）。

3. 生育地の保護管理

ヒメイノモトソウの分布地が全国的に既知生育地に限定されている状況であり、極めて局所的であることから、モニタリングにより個体数の経年変化を把握するとともに、既知生育地の森林伐採や環境改変の予定などについて、関係機関と連携し、情報を収集する。

個体数の減少及び生育地の環境改変に備えて、研究機関等と連携し、生育域外保全を図ることとし、絶滅リスクを回避する。

天然記念物に指定されている一部の生育地においては、既存個体の保護を継続するとともに、関係者には盗掘防止について協力を依頼する。その他の生育地については、個体数の減少や土地改変がないように、土地所有者及び管理者に協力を求める。

4. 協働・啓発活動

各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、県民、旅行者及び滞在者等に対し、本種の生育状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

一部の生育地においては、その周辺の植生の変化により、貧弱な個体も見られることから、周辺地域の植生の管理が行われるよう管理者への普及啓発に努める。

また、盗掘のおそれもあるため具体的な生育地情報は非公開とし、生育地管理などの協働体制については、協力者・団体を特定して慎重に実施していく。

これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。